

令和5年第2回市議会定例会前の記者会見

【日時】 令和5年6月2日(金)午前10時から

【場所】 三鷹市役所3階 議場棟 協議会室



三鷹市

目次

| | ページ |
|---|---------|
| 1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付 | ----- 1 |
| 2 10月から第2子の保育料を無償化 ～多子世帯の経済的負担を軽減します～ | ----- 2 |
| 3 保育施設等における安全対策への支援 | ----- 3 |
| 4 自転車用ヘルメット購入費用の助成制度を新設 | ----- 4 |
| 5 「吉村昭書斎」整備の進捗 ～故・吉村昭氏が執筆活動を行っていた書斎を移設・再現～ | ----- 5 |
| 6 空き家の利活用を見据えた対策の推進 | ----- 7 |

【添付資料】

- 1 令和5年第2回市議会定例会提出議案概要
- 2 令和5年度一般会計補正予算案総括表

1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付

1 事業の目的、趣旨、経過など

電力・ガス・食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、負担の軽減を図るため、給付金を給付します。

事業の実施に当たっては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のうち、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用します。

2 対象世帯

(1) 非課税世帯 約 19,300 世帯

基準日（令和5年6月1日）において、三鷹市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く）

(2) 家計急変世帯 約 200 世帯

申請日において、三鷹市の住民基本台帳に記録されており、予期せず令和5年1月～10月の収入が減少し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

3 給付額

1世帯当たり3万円（非課税分と家計急変分の重複受給は不可）

4 給付までの流れ

(1) 非課税世帯

令和5年7月末ごろに市から確認書を送付し、8月中旬ごろから順次、給付を開始します。

(2) 家計急変世帯

対象世帯からの申請に基づき審査を行い、8月中旬ごろから給付を開始します。

※いずれも申請期限は令和5年10月31日です。

5 経費（補正予算計上額）

【歳出】電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費 619,632 千円

【歳入】国庫支出金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金） 619,632 千円

6 その他

迅速な給付を進めるため、6月1日に臨時組織「三鷹市価格高騰重点支援給付金事業推進室」を健康福祉部に設置しました。

【担当】 健康福祉部三鷹市価格高騰重点支援給付金事業推進室 電話：0422-29-9278

2 10月から第2子の保育料を無償化

～多子世帯の経済的負担を軽減します～

1 事業の目的、趣旨、経過など

令和5年10月に東京都の補助制度が拡充されることから、これを活用して第2子の保育料を無償化することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。

2 事業内容

現行では、3～5歳児及び市民税非課税世帯の0～2歳児の保育料は、国の制度により無償となっています。また、市民税課税世帯の0～2歳児の保育料は、国の制度で減免にならない多子世帯（第2子及び第3子以降で第1子が小学生以上の場合）についても、東京都の補助制度を活用して、第2子は半額、第3子以降は無償としています（公立保育園は、都補助の対象外のため、市の一般財源により同様の減免措置を実施しています）。

令和5年10月からは、同月に拡充される東京都の補助制度を活用し、第2子の保育料についても無償とします。なお、公立保育園についても補助対象となります。

■保育料の保護者負担額＜市民税課税世帯で第2子以降が0歳～2歳の場合＞

| 第1子の年齢 | 第2子 | | 第3子以降 | |
|--------------------|-----|-------|-------|-------|
| | 就学前 | 小学生以上 | 就学前 | 小学生以上 |
| 国の制度 | 半額 | 全額 | 無償 | 半額 |
| 現状の都制度 | 半額 | | 無償 | |
| 都制度の拡充 (R5.10～) | 無償 | | 無償 | |

3 事業開始

令和5年10月から

4 対象

市民税課税世帯の多子世帯第2子（0～2歳児） 777人

※認可保育所、地域型保育施設、認証保育所、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設または区市町村が指導監督基準を満たしていると認められた認可外保育施設が対象。

5 経費（補正予算計上額）

| | |
|------------------------|-----------|
| 【歳出】 保育所等利用多子世帯負担軽減事業費 | 2,297千円 |
| 認可外保育施設利用助成事業費 | 13,055千円 |
| 【歳入】 分担金及び負担金 | △65,945千円 |
| 都支出金 | 142,001千円 |

【担当】 子ども政策部子ども育成課 電話：0422-29-9673

3 保育施設等における安全対策への支援

1 事業の目的、趣旨、経過など

市内保育所等における安全・安心対策を強化するため、国及び東京都の補助制度を活用し、園内・園外活動時の置き去りや午睡時の事故防止に係る経費の支援を行います。

2 安全対策の概要

(1) 置き去り等の事故防止

- ・園内・園外活動時の置き去り等の防止に資する機器等の導入

例：見守りカメラ、GPS見守りサービスの導入

- ・園内活動時の飛び出し防止

例：飛び出し防止柵の設置

(2) 午睡時の事故防止

睡眠中の窒息事故等を防止するための設備や機器の導入（対象児童は原則0～2歳児）

例：ベビーセンサーの設置

3 財源

| 補助対象 | 補助上限及び補助率 | |
|---------|------------------------|---|
| | 国（※公設除く保育施設のみ） | 都 |
| ①置き去り事故 | 上限：200千円/施設 補助率：3/5 | ・保育施設 上限：①②合計2,000千円/施設 補助率：10/10 ※補助額は、補助上限額から国補助分を差引いた額 |
| ②午睡時事故 | 上限：500千円/施設 補助率：1/2 | ・幼稚園（①のみ） 上限：1,000千円/施設 補助率：10/10 |

4 スケジュール

令和5年7月に市内の保育施設、幼稚園へ申請案内を送付します。各施設では順次、事故防止機器等の導入を進めます。

5 経費（補正予算計上額）

| | |
|-------------------|-----------|
| 【歳出】 保育施設等安全対策事業費 | 87,626 千円 |
| 幼稚園安全対策事業費 | 10,414 千円 |
| 【歳入】 国庫支出金 | 10,148 千円 |
| 都支出金 | 87,892 千円 |

【担当】 子ども政策部子ども育成課 電話：0422-29-9673

4 自転車用ヘルメット購入費用の助成制度を新設

1 事業の目的、趣旨、経過など

令和5年4月1日に改正道路交通法が施行され、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、市民の自転車安全利用を推進するため、令和5年6月に拡充が予定されている東京都の補助制度を活用し、ヘルメット購入費用の助成制度を新設します。

市ではこれまで、三鷹警察署や地域と連携し、交通安全運動や自転車安全講習会、各種街頭キャンペーンなどを通して、自転車用ヘルメットの啓発活動を継続してきました。自転車乗車中の交通事故では死亡者の約7割が頭部を損傷しており、ヘルメットの重要性が高まっています。

2 助成制度概要

(1) 助成対象

申請日時点で三鷹市に住民票がある者（全年齢対象）先着 3,000 人

(2) 主な助成要件

ア 購入するヘルメットが SG マーク、CE マーク等の安全基準を満たしていること

イ 購入場所が市内自転車店（協力店舗）であること

ウ 令和5年7月～令和6年1月に助成券を使用して購入したものであること

(3) 助成金額

1人当たり上限 2,000 円

(4) 助成の流れ

ア 助成希望者（市民）から市に助成券の交付を申請

イ 市が助成対象を審査し、助成希望者（市民）に助成券を送付

ウ 助成希望者（市民）は、協力店舗で助成券を使用して自転車用ヘルメットを購入

エ 協力店舗は、助成券使用実績に応じて市に助成金額を申請

(5) 購入場所

市内自転車店（協力店舗）15 店舗程度

(6) 対象期間

令和5年7月～令和6年1月（助成券の申請受付開始は7月下旬を予定）

3 経費（補正予算計上額）

【歳出】 自転車安全利用推進事業費 7,754 千円

【歳入】 都支出金 3,000 千円

【担当】 都市整備部都市交通課 電話：0422-29-9709

5 「吉村昭書齋」整備の進捗

～故・吉村昭氏が執筆活動を行っていた書齋を移設・再現～

1 事業の目的、趣旨、経過など

故・吉村昭氏は長年三鷹市に在住し、歴史小説作家として、徹底した史実調査に基づく記録小説を数多く世に送り出しました。三鷹市ゆかりの文学者である同氏を顕彰するため、執筆活動を行っていた書齋を移設・再現し、「吉村昭書齋」として、吉村昭顕彰事業の発信の場を整備しています。

2 事業内容

(1) 「吉村昭書齋」整備工事

整備に当たっては、小規模ながらも魅力ある施設となるよう、令和3年度に公募型プロポーザル方式により設計事業者を選定し、令和4年度には実施設計を行いました。故・吉村昭氏が執筆活動の場として大切にしていた書齋棟を移築するとともに、展示や交流ができる交流棟を同一敷地内に設置する工事を進めています。

(2) 整備予定地等

- ・予定地：三鷹市井の頭三丁目3番17号（旧井の頭第2駐輪場）
- ・敷地面積：約258㎡（書齋棟 約35㎡、交流棟 約60㎡）

(3) スケジュール（予定）

令和4年11月～5年12月 移築整備工事
令和6年2月 開館

(4) クラウドファンディングの活用

市内外からより多くの共感を得られるよう、令和4年度にクラウドファンディングを2回実施し、全国の吉村昭ファンの皆さんから寄付をいただきました。6月からは3回目のクラウドファンディングを実施予定です。

- ・第1回実績（募集期間：令和4年2月28日～5月29日<90日間>）
目標額 1,500,000円、受入額 2,302,000円
- ・第2回実績（募集期間：令和4年12月19日～令和5年3月18日<90日間>）
目標額 3,000,000円、受入額 1,911,000円
- ・第3回（募集期間：令和5年6月開始予定）
目標額：3,000,000円

3 設置条例及び指定管理者について

令和5年第2回三鷹市議会定例会に、施設の名称・位置や開館時間、入館料等を定める設置条例と、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団を指定管理者として指定する議案を提出しています。

4 経費（当初予算計上額）

| | |
|--------------------|-----------|
| 【歳出】吉村昭書齋（仮称）整備事業費 | 131,821千円 |
| 【歳入】都支出金 | 51,500千円 |
| 寄附金 | 3,000千円 |

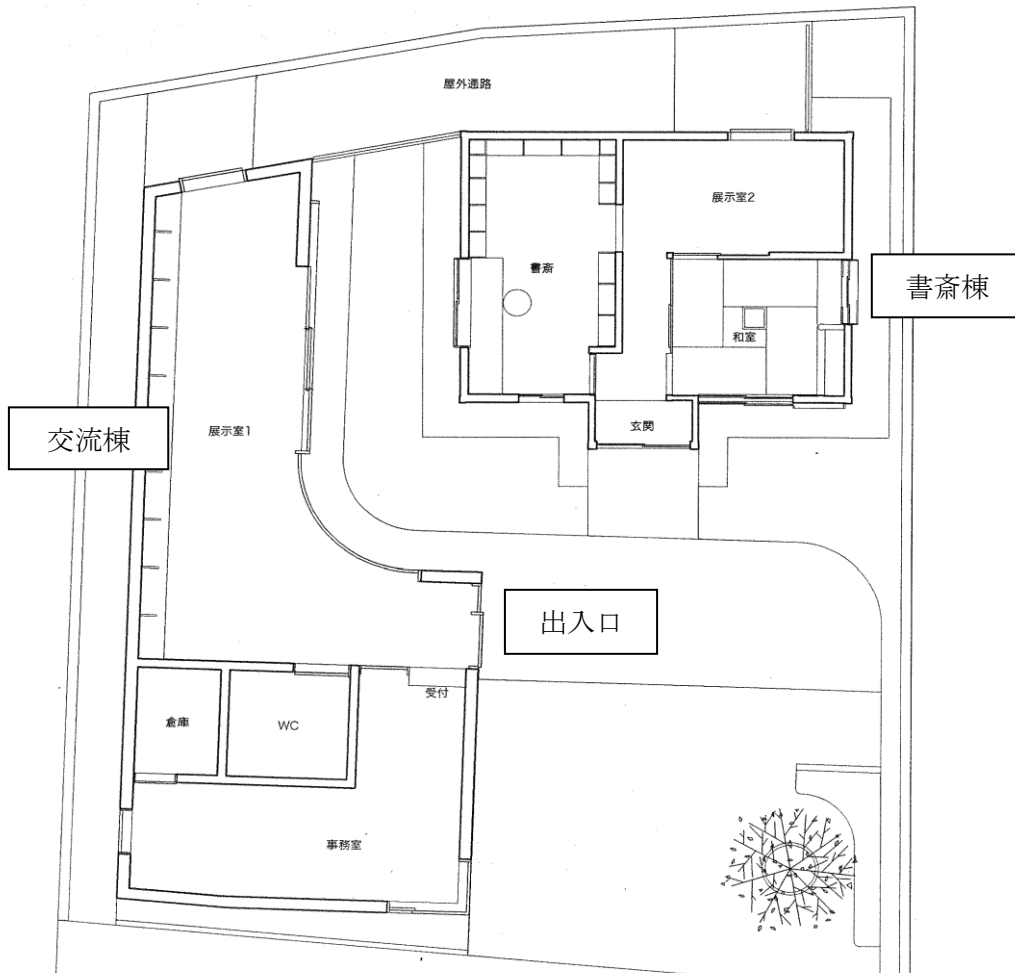
◆整備後の施設外観イメージ



◆書斎等の内観イメージ



◆施設平面図



【担当】 スポーツと文化部芸術文化課 電話：0422-29-9861

6 空き家の利活用を見据えた対策の推進

1 事業の目的、趣旨、経過など

市では、「三鷹市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適正管理の推進及び管理不全の予防に努めています。令和5年度は、令和4年度に市内全域を対象に実施した「空き家等実態調査」の結果を踏まえ、空き家の所有者へアンケート調査を実施するとともに、寄贈物件を活用したモデル事業の検討を行うなど、空き家の利活用を見据えた対策を推進していきます。

2 事業内容

(1) アンケート調査の実施

令和4年度に実施した空き家等実態調査の結果に基づき、所有者に対して、空き家の発生原因や今後の意向などについてアンケート調査を行います。アンケートから空き家の発生要因を分析し、管理不全の予防や利活用可能な空き家の掘り起こしなど、所有者へアプローチしながら空き家対策の取り組みを進めます。

(2) 「空き家利活用を促進する協議会（仮称）」の設置

空き家の利活用を進めている他自治体の先進事例等を調査・研究するとともに、市と「三鷹市における空き家等の適正管理、有効活用等の推進に関する協定」を締結している専門家団体等と連携し、三鷹市の特性を踏まえた利活用促進のためのプラットフォームとして、「空き家利活用を促進する協議会（仮称）」の設置を目指します。

(3) 寄贈物件等を活用した魅力あるまちづくりの検討

NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構と共同設置している三鷹まちづくり総合研究所に「寄贈物件等を活用した魅力あるまちづくり研究会」を設置し、三鷹市への寄贈物件をモデルケースとして、将来的な空き家の利活用も視野に入れた事業スキームや運営方法等について調査研究に取り組みます。

3 経費（当初予算計上額）

| | |
|--------------------|----------|
| 【歳出】民間建築物等管理適正化関係費 | 6,286 千円 |
| 三鷹まちづくり総合研究所関係費 | 988 千円 |
| 【歳入】都支出金 | 2,150 千円 |

【担 当】 都市整備部都市計画課 電話：0422-29-9704